「外郭回体のあり方に関する方針」

~ (財)越谷コミュニティセンター・

(財)越谷市施設管理公社について~

平成 2 2 年 3 月 越 谷 市

目 次

1	方針の策定に至る経緯	
(1	l) 外郭団体の見直しの背景	1
(2	2) 本市の外郭団体に対する取組	1
(3	3) 指針の基本的な考え方・方向性	1
(4	1) 外郭団体の経営状況等の点検・評価	2
2	方針の検討経過	
(1	l) 検討の手順	3
(2	2) 検討内容	3
3	各論点についての考察	
	日	4
•	7) 現行体制の継続、両団体の統合の選択	5
-	3) 業務拡大の可能性	5
	4) 市職員の役員就任	6
(-		Ü
4	今後の方向性	
(1	l) 結論	6
(2	2) 今後の検討課題	7
(3	3) 今後のスケジュール	8
別紙	$\mathfrak X$	
1	外郭団体に対する取組対象団体	
2	越谷市の外郭団体に関する情報公開	
3	外郭団体のあり方に関する検討経過	
4	公益財団法人と一般財団法人の主な相違点	
5	論点整理内容	
6	今後のスケジュール案	

1 方針の策定に至る経緯

(1) 外郭団体の見直しの背景

外郭団体は、地方公共団体が直接事業を実施するよりも、より柔軟で効率的・効果的に公共サービスを提供できるよう設立され、行政を補完・代替する組織として重要な役割を果たしてきた。しかし、近年、以下のような点からその見直しが求められている。

民間活力の活用を図るため、指定管理者制度の創設により公の施設の管理を民間事業者に委ねることが可能となった。

NPO法人などの市民団体の成長により公共サービスの担い手として積極的な参加が見られるようになった。

指定管理者の選定について出資団体の随意指定から民間事業者との競争を行う公募制への移行が求められている。

地方公共団体が設置した第三セクター等の経営に対する情報の開示や人件費の抑制、経営状況の点検、監査の充実などについて、国から要請されている。

第三セクターの形態のひとつである社団法人や財団法人の公益性の明確化を図るなどの観点からの公益法人制度改革が進められている。

そこで、外郭団体のより効率的・効果的な経営を図るため、外郭団体のあり方、それに対する市の 人的・財政的な関与のあり方について見直しを図ることが必要となった。

なお、現在、特例民法法人となっている社団法人及び財団法人にあっては、平成25年11月30日までに公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人への移行申請をすることとなっており、期限までに行われない場合は解散となる。

(2) 本市の外郭団体に対する取組

本市は外郭団体に関して、平成17年度から平成22年度までを期間とする第4次行政改革大綱の主要推進事項の具体的推進事項として、「第三セクター等の見直し」を位置付けている。

その取組として、外郭団体を取り巻く環境の変化・要請に適切に対応するため、第三セクター等の 外郭団体の経営改革を推進し、市の関与のあり方を見直すために、平成20年10月30日に**「外郭 団体に対する取組指針」**(以下「指針」という。)を定め、外郭団体の経営状況等の点検・評価を行っ てきたところである。

(3) 指針の基本的な考え方・方向性

指針においては、出資の割合や人的又は財政的支援の程度に応じ、また、外郭団体の法人形態、機

能、役割に応じて、各外郭団体の自主性や独立性を損なわない範囲で、市の関与、指導・調整等のあり方について、「公共性・継続性の視点」、「効率性・優位性の視点」、「自立性・健全性の視点」から見直しを行い、以下の判断基準に基づいて改革に向けた取組の方向性を決定することとしている。

廃止を検討 事業に対して市民ニーズがない、設立目的が達成されている、民間事業者等に委ねたほうがよい、又は経営改善が見込めないと判断される場合などは、当該団体の廃止を検討する。 他団体との統合を検討 事業が他団体と類似していたり、単独での実施に比較して統合による効率化が期待できる場合などは、当該団体と関連他団体の統合を検討する。

経営改善を検討 一層の経営の効率化が必要と認められる場合などは、事業の効率化、事業収支の改善、財政の健全化、組織の簡素化、人事・給与制度の適正化、情報公開の推進等の経営改善を検討する。

市の関与のあり方を検討 団体の存在意義や事業の必要性は認めるが、市の関与に必要性・妥当性を欠くと認められる場合などは、出資の引揚げ、人的・財政的支援の見直し、委託事業の見直 し等を検討する。

なお、出資の割合により出資者が行える範囲は異なることから、 ・ の対象とする団体は、出資の割合が50%以上の団体としている。

(4) 外郭団体の経営状況等の点検・評価

指針に基づき、平成20年11月から平成21年1月にかけて、平成19年度決算数値を基に、各団体 1の経営状況等の点検・評価を実施した。

その中で、本市の100%出資法人である(財)越谷コミュニティセンター及び(財)越谷市施設管理公社(以下「財団」という。)については、経営状況等に特段の問題はなく良好に運営されていると判断し、今後の方向性についても「経営努力を行いつつ存続」とした。 ² しかしながら、「財団は、指定管理者として施設の管理運営、施設の貸出し、自主事業の実施等の類似点があることから、財団が統合した場合に、効率性が発揮できるか、円滑な運営が可能かなど、統合のメリット・デメリットを検討していく必要がある。」と認識したところである。

そこで、財団の今後のあり方について、出資・設立者として、その方向性を検討し方針を決定する こととしたところである。

1: 別紙1「外郭団体に対する取組対象団体」参照

2: 別紙2「越谷市の外郭団体に関する情報公開」参照(最新の平成21年度実施分を添付)

2 方針の検討経過

(1) 検討の手順

方針の検討に当たっては、第4次行政改革大綱の主要推進事項の具体的推進事項である「第三セクター等の見直し」の取組の一環として、平成21年5月26日の行政経営推進本部会議(以下「本部会議」という。)において、プロジェクトチームとして指針の策定時と同様に「外郭団体検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置することとした。

この本部会議の決定に基づき、平成21年6月12日に関係各課及び検討対象団体である財団の職員により検討会議を設置し、平成21年6月24日から平成22年2月9日までに10回の会議を開催し、検討を進めてきた。

そして、その検討内容について、平成22年2月23日の本部会議において協議を行い、本方針を 決定したところである。³

3: 別紙3「外郭団体のあり方に関する検討経過」参照

(2) 検討内容

検討会議では、財団において、公益法人制度改革や指定管理者の選定における公募制拡大などに適切に対応できるよう、新制度における公益財団法人・一般財団法人への移行と財団の統合等についての検討を行うものとし、具体的な論点を以下のとおり設定した。

新たな公益財団法人、一般財団法人の選択 現行体制の継続、両団体の統合の選択 業務拡大の可能性市職員の役員就任

論点の1点目の検討に当たっては、新制度における公益財団法人と一般財団法人との相違点を整理 することとした。 4

この相違点により、メリット・デメリットや課題・問題点を整理した。論点の2点目以降について も、同様にそれぞれのケースの相違点、メリット・デメリットや課題・問題点を整理した。 5

これら各論点におけるメリット・デメリットや課題・問題点を基に、財団の今後のあり方について、 その方向性を次のとおり考察したところである。

4: 別紙4「公益財団法人と一般財団法人の主な相違点」参照

5 : 別紙5「論点整理内容」参照

3 各論点についての考察

(1) 新たな公益財団法人、一般財団法人の選択

新たな制度に基づく公益財団法人又は一般財団法人のどちらの法人形態を選択するかについては、 それぞれを選択した場合のメリット・デメリットを踏まえたうえで、その方向性を決定する必要があ る。そこで、それぞれのメリット・デメリットを整理すると概ね次のとおりである。

ア 公益財団法人のメリットとしては、

-)税制上の優遇措置(収益事業にのみ課税、寄附優遇の対象となるなど。以下同じ。)がある。
-) 公益財団法人という名称使用により社会的信用が得られる。

ということが挙げられる。

一方、**デメリット**としては、

-)公益目的事業を行うことを主目的としなければならないなど、事業内容に制限がある。
-)役員の選任について、同一団体(親族)からは、それぞれの総数の3分の1以下としなければならないという制限がある。
-) 認定申請が複雑で認定されない場合もあり得る。

ということが挙げられる。

イ 一般財団法人のメリットとしては、

-)事業内容や役員選任の制限、県の監督等がないなど自由な運営ができる。
-) 申請手続きが比較的容易である。

ということが挙げられる。

一方、**デメリット**としては、

) 税制上の優遇措置があまりない。

ということが挙げられる。

以上のことから、一般的には、公益財団法人については税制上の優遇措置を受けつつ、特に寄附を 主要な財源として公益目的事業を行う法人又は収益事業で得られた収益を財源の一部として公益目的 事業を実施したい法人が選択することが想定される。

また、一般財団法人については、比較的自由な立場で公益的な事業はもとより様々な事業を実施したい法人が選択することが想定される。

(2) 現行体制の継続、両団体の統合の選択

財団の体制に関して現行体制の継続又は統合のどちらを選択するかについてであるが、平成20年度に実施した点検・評価においては、財団の経営上は大きな問題はないという結果だったが、「事業内容に類似点があることなどから、統合を検討していく必要がある」と認識したところである。

統合のメリットとしては、一般的には、統合することによりスケールメリットが発揮される場合が 多く、この度の検討においても、

-)経営の効率化
-)経営基盤の強化
-)業務拡大や人材面の充実

が期待できるとの意見も多数出された。この点については、財団を取り巻く今後の厳しい環境においては、極めて重要なポイントである。

一方、当然にデメリットも存在するが、一般的なデメリットとして、

)人的・組織的な融和の問題

) 会計制度や電算システムなどの統合が必要な場合には、労力・コスト・期間の問題

が挙げられる。前者については、財団が双方とも本市が出資・設立した法人として同じ成り立ち・存在であり、また、これまでもお互いに交流を図ってきたという実績もあることから、一般的に成り立ちや組織風土が違い、それまで競争してきた企業同士の合併とは趣を異にするものと推察するところである。

後者については、現段階では詳細な検討を行っていないので、今後、実務的な検証が必要であるが、 対応策として会計制度の変更、OA機器やソフトの更新時期に合わせて統合することも考えられる。

(3) 業務拡大の可能性

業務拡大については、経営基盤の強化につながるものと考えられ、仮にそれが市からの受託業務であれば安定的な事業として財団にとっても大きなメリットとなる。また、本市にとっても、**委託業務の拡大あるいは財団が実施主体として事業を推進することは、効率的な市政運営を目指す中で大きなメリット**として期待できるところである。

期待できる業務としては、市施設の指定管理者などの施設管理業務がまず考えられ、財団としても現在のノウハウを活かせる分野である。また、現行業務の延長線上ともいえるスポーツ・レクリエーションや文化・芸術に関する**大会や競技会・イベント、講座や講習会の開催、これらを通じての普及啓発、育成**も併せて期待するところである。

ただし、業務拡大には、「受託業務拡大に伴う課題・問題点」として整理したように、人材やノウハウ

とともに、物的・財政的裏づけが必要となるが、市からの受託業務であれば、これらの調達には大きな 支障はないものと思われる。

(4) 市職員の役員就任

現行の財団の役員への市職員の就任状況については、それぞれの理事長に副市長、副理事長に教育長、 監事に収入役が就任している。また、理事としては関係部長が複数就任しており、全体の過半数を占め ている。なお、これらの役員については、実態は充て職として無報酬で従事している状況である。

新制度における公益財団法人の場合、理事及び監事は同一の団体からはそれぞれの総数の3分の1以下としなければならないとされている。併せて、公益財団法人又は一般財団法人のいずれの場合でも、新たに評議員の選任が必要になるとともに、これまでの民法上の損害賠償責任に加えて、理事、監事、会計監査人及び評議員には、任務を怠ったときの当該法人に対する損害賠償責任が明記された。一方、報酬については、不当に高額とならないようにすることとされている。

したがって、**市職員の役員就任については、これらのことに留意し見直す必要**がある。

4 今後の方向性

(1) 結論

以上の考察を踏まえ、財団の今後のあり方については、以下のとおりとする。

新たな公益財団法人、一般財団法人の選択については、公益財団法人を目指すものとする。

(財)越谷コミュニティセンターは昭和54年8月20日に越谷コミュニティセンターの管理運営をつかさどる団体として、(財)越谷市施設管理公社は昭和62年7月20日に越谷市立総合体育館をはじめとする本市の公の施設の管理運営をつかさどる団体としてそれぞれ設立された、いずれも本市が100%出資する財団法人で、公益を目的とした事業を主たる事業として実施している団体である。

したがって、財団の設立目的や経緯、また、財団が従来の公益法人制度下において、本市の公の施設の指定管理者として大きな役割を担ってきていることなど、その公益性、さらには税制上の優遇措置等の経済的メリットを勘案し、公益財団法人としての認定を目指すものとする。

なお、役員体制については、新制度における公益財団法人、一般財団法人ともに新たに評議員を選任する必要があり、かつ、当初の選任方法は県の承認を得なければならない。特に、公益財団法人に移行する場合には、同一団体からの理事及び監事はそれぞれの総数の3分の1以下にしなければならないことから、新制度における役員の役割及び責任の明確化等も考慮し、現行の役員構成を大幅に見直すこととする。

現行体制の継続、両団体の統合の選択については、両団体の統合を目指すものとする。

財団の行う事業は、公の施設の指定管理者をはじめとする市からの受託業務が大きなウエイトを占めている。市や外郭団体を取り巻く環境が今後も厳しいものと見込まれる中、特に、指定管理者についての公募制拡大の流れも踏まえ、経営の効率化、経営基盤の強化等を図る必要があることから、財団の統合を目指すものとする。

統合は、必ずしもメリットだけではないが、統合により業務拡大の可能性を広げることになり、それは今後の市の施策や事業展開にも合致し、最終的には市民サービスの向上につながるものである。

公益財団法人への移行と統合の手順については、統合を先行して行うことを目指すものとする。

公益財団法人又は一般財団法人に移行する場合は、平成25年11月30日が申請期限となっているが、統合については特に期限は定められていない。したがって、移行の申請期限内であれば、移行と統合のどちらを先行して行うかについては制限がない。

しかしながら、これまでの根拠法令である民法には統合に関する規定が存在しなかったが、新制度においては特例民法法人同士の統合の規定が新たに設けられたこと、また、統合により公益認定基準のひとつである公益目的事業比率をより確実に満たせることにもつながることから、統合を先行して行うことを目指すものとする。

(2) 今後の検討課題

今後、財団の統合及び公益財団法人への移行を進めていくに当たっては、特に準備に伴う手続き等についての課題・問題点は整理してあるものの、これらについては、さらに詳細を詰めていく必要がある。 したがって、それらを含めて今後の検討課題を改めて整理し直すと、以下のとおりとなる。

公益財団法人を選択する場合、認定基準に合致するかの詳細な検証

統合する場合、その手順と公益財団法人の認定申請との手順の検証

統合する場合、財団の各種制度・システム、職員の処遇・勤務条件等の相違点の洗い出し・すりあわせの 検討

評議員の選任方法、新役員体制の検討

県への申請準備から決定までの全体のスケジュールの作成

具体的な公益財団法人への認定申請、統合する場合の合併申請の準備

(3) 今後のスケジュール

今後のスケジュールについては、財団の事情によるところもあるが、統合や公益財団法人の認定申請に対する主務官庁たる埼玉県、埼玉県公益法人等認定審議会における処理期間が明らかでない。したがって、詳細なスケジュールについては、今後の財団の取組状況等を踏まえ、整理する必要がある。

なお、統合のうえ移行申請を行う場合は、統合の登記完了日の属する事業年度の決算資料等が必要となることに注意が必要である。また、移行申請の期限は平成25年11月30日ではあるが、認定がされず、再申請となる場合も考えられることから、余裕を持ったスケジュールを設定すべきである。

これらの点を踏まえ、現時点における統合する場合のスケジュールは、次のとおりとする。

平成22年度中に統合準備を行い、遅くとも平成23年度中に統合を完了し、その決算資料等をもって平成24年度中に移行申請を行うことを目指すものとする。 6

なお、実施に当たっては、財団が主体となって手続きを進めていくこととなるが、市の関係部局との 連携を密にし、十分に意思疎通を図りながら進めることが必要である。また、必要に応じて本部会議に 諮るなど、本市においても適切に対応していくこととする。

6 : 別紙6[「]今後のスケジュール案」参照

別紙1

外郭団体に対する取組対象団体

区分	団 体 名				
	越谷市土地開発公社				
本市の出資の割合が50%以上の団体	(財)越谷コミュニティセンター				
本山の山負の割占かりがの人工の団体	(財)越谷市施設管理公社				
	(株)埼玉県東部流通センター				
本市の出資の割合が25%以上50% 未満の団体	越谷コミュニティプラザ(株)				
本市の出資の割合が25%未満(出資	(株)パルテきたこし				
なしを含む。)の団体のうち、本市の政策・	(社)越谷市シルバー人材センター				
施策上、市と密接な関係のある団体	(社福)越谷市社会福祉協議会				

(注1)「出資」には「出捐」を含む。

(注2)(財)は財団法人、(株)は株式会社、(社)は社団法人、(社福)は社会福祉法人の略

越谷市の外郭団体に関する情報公開

1 作成年月日及び作成担当部署

作成年月日 平成 22年 3月 8日

作成担当部署 埼玉県越谷市教育委員会生涯学習部生涯学習課

2 外郭団体名等

外郭団体名
財団法人越谷コミユニテイセンター

外郭団体所在地 〒343-0845 埼玉県越谷市南越谷1-2876-1

電話 (048) 985 - 1111

ホームページアドレス http://www.suncityhall.jp/index.html

設立年月日 昭和 54 年 8月 20日

3 資本金·基本金

総額 21,500,000(出捐金9,000,000) 円

うち本市出資・出捐分 7,000,000(出捐金9,000,000) 円 割合 100 %

差額14,500,000円は財団の利益処分による組入額

4 事業内容

(1) 市民の文化の向上と福祉の増進のための啓発に関する事業

- (2) 講座及び講演会の開催
- (3) 文化的行事の開催
- (4) 越谷市が設置した公の施設の管理運営に関する事業
- (5) 越谷市の各種文化的行事に対する協力に関する事業
- (6) その他(1)~(5)の目的を達成するために必要な事業

5 財務状況

	項				目	金額(千円)					
/15	归	1 * 7 .				平成18年度	平成19年度	平成20年度			
貸借	総		資		産	194,853	236,344	210,355			
対	負 債				債	117,286	117,286 131,901				
照表	(うち有利子負債)					((()			
	純		資		産	77,567	104,443	116,953			
	累	積	欠	損	金	-	-	-			

千円未満切捨て

_							
	項目	金額(千円)					
		平成18年度	平成19年度	平成20年度			
損益計	総収入(=売上高+営 業外収益+特別利益)	558,577	615,664	610,395			
計算	(うち本市の補助金・委託金)	430,314	428,801	430,902			
書	経 常 損 益	25,432	43,988	15,878			
	当 期 損 益	20,223	26,875	12,510			
	減価償却前当期損益	21,883	28,566	14,177			

千円未満切捨て

6 役職員の状況

項目	人数	女 (うち本	市職員·	退職者	平均年齢(歳)	平均年収(千円)		
常勤役員	1人	(0人	•	0人)	62	3,600
非常勤役員	8人	(7人	•	0人)	58	37
常勤職員	21人	(0人	•	0人)	42	5,523
非常勤職員	36人	(0人	•	0人)	42	707

7 本市の関与の状況

(1)公的支援

/ = 					
項	目		金額(千円)		備考
块		平成18年度	平成19年度	平成20年度	(目的、内容、算出根拠等)
補助金(助成:	金)	-	-	-	
利 子 補 給	金	-	-	-	
税 の 減 免	額	-	-	-	
その他()	-	-	-	
小	計	-	-	-	
損失補償契約に伴う金利軽	Z減額	-	-	-	
出資(捐)金、低利貸付等に伴う機	会費用	-	-	-	
小	計	-	-	-	
合	計	-	-	-	
(参考)委託	;料	430,314	428,801	430,902	管理運営委託料他

(2)その他

項		目					金額(千円)	備考	
坱	以				平成18年度	平成19年度	平成20年度	(目的、内容、算出根拠等)	
損失補償契約に係る債務残高					残高	-	-	-	
貸	付	金	È	残	高	-	-	-	
出	資	(捐)	金	9,000	9,000	9,000	昭和54年出捐
合					計	9,000	9,000	9,000	

8 本市による監査結果

未実施

9 本市による点検評価の結果

経営状況についての予備的診断における評価 A

A:経営努力を行いつつ事業は継続

B :事業内容の大幅見直し等による抜本的な経営改善が必要

C : 深刻な経営難の状況にあり、経営の観点からは、事業の存廃を含めた検討が必要

今後の方向性 (1)

(1) 経営努力を行いつつ存続

(2) 事業内容等の見直しを行った上で存続

(3) 再建を行いつつ存続

(4) 廃止、又は完全民営化、若しくは事業の民間譲渡

)

(5) 統合・その他(

今後の方向性に関するコメント、克服すべき課題・改善策等

経営は適正に行われており、今後とも(財)越谷コミユニテイセンターにおいては、経費削減など経営効率を 高めながら施設の管理運営を行い、市民文化の向上と福祉の増進を前提とした市民サービスを提供するよう 努力を求める。本市としては、出資や人的支援を行いつつ管理運営事業や経営体制等に関わりを持ち、 事業の効率性や経営の自主性・健全性を高めていく必要がある。

その他

(財)越谷コミユニテイセンターの経営状況については、経営方針、組織体制、人事・給与、収入・支出等において良好に運営されていると評価する。

10 その他の特記事項

公益法人については、「5 財務状況」の記入に当たって公益法人会計基準に読み替えて〈ださい。

<貸借対照表>

純資産 正味財産の部合計

累積欠損金 正味財産の部合計

<損益計算書>

損益計算書 収支計算書及び正味財産増減計算書

総収入(=売上高+営業外収益+特別利益) 総収入(=当期収入合計-借入金収入等(損益に無関係の項目))

経常損益 当期正味財産増減額 - (特別損益項目の資産の増減 + 特別損益取引に係る当期収支差額)

当期損益 当期正味財産増減額

減価償却前当期損益 当期正味財産増減額(減価償却を行っている場合は、減価償却費を加える)

非常勤職員は、常勤職員以外の職員で臨時職員を含む。

非常勤役員及び非常勤職員の平均年収は、人件費の総額を人数で除した単純平均とする。

越谷市の外郭団体に関する情報公開

1 作成年月日及び作成担当部署

作成年月日平成22 年3 月15 日作成担当部署埼玉県越谷市教育委員会生涯学習部体育課

2 外郭団体名等

外郭団体名 財団法人越谷市施設管理公社

外郭団体所在地 〒 343-0011 埼玉県越谷市増林二丁目33番地

電話 (048) 964 - 4321

ホームページアドレス http://www16.ocn.ne.jp/~soutai53/

設立年月日 昭和 62 年 7月 20日

3 資本金·基本金

総額 2,000万円(出損金3,000万) 円

うち本市出資・出捐分 2,000万円(出損金3,000万) 円 割合 100 %

4 事業内容 (1)コミュニティの育成に関する事業

- (2)スポーツ・レクリェーション振興及び健康づくりに関する事業
- (3)越谷市が設置する施設の管理運営に関する事業
- (4)その他目的を達成するため必要な事業

5 財務状況

	項				目		金額(千円)							
425	炽				П	平成18年度		平成19年度			平成20年度			
貸 借	総		資		産	149,285			149,629			156,379		
対	負 債					57,966			50,817			50,202		
照表	(う	ち有	利子	² 負	債)	(-)	(-)	(-)
	純		資		産		91,318			98,812			106,176	
	累	積	欠	損	金		-			-			-	

千円未満切捨て

	項		目	金額(千円)						
	炽		П	平成18年度	平成19年度	平成20年度				
損益計	総収入(= 業外収益			623,217	636,402	650,164				
算	(うち本市の社	輔助金·委	託金)	524,751	524,219	524,115				
書	経 常	経 常 損 益		14,408	7,563	7,578				
	当期損益		損 益 13,804		7,493	7,364				
	減価償却	前当期	損益	13,882	7,562	7,854				

千円未満切捨て

6 役職員の状況

~1 ~ 3~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	- mo pwo											
項目	人	数(うち本)	市職員	員·退職者)	平均年齢(歳)	平均年収(千円)						
常勤役員	1	(0	· 1)		61.0	3,645				
非常勤役員	10	(9	· C)		60.5	30				
常勤職員	12	(0	. 0)		41.8	5,540				
非常勤職員	102	(0	· 2)		54.2	1,052				

7 本市の関与の状況

(1)公的支援

<u>-</u>				
項目		金額(千円)		備考 (目的、内容、算出根拠等)
以 口	平成18年度	平成18年度 平成19年度 平成20年度		
補助金(助成金)				
利 子 補 給 金				
税 の 減 免 額				
その他()				
小 計				
損失補償契約に伴う金利軽減額				
出資(捐)金、低利貸付等に伴う機会費用				
小 計				
合 計	_			
(参考)委託料	524,751	524,219	524,115	指定管理委託料の合計額

(2)その他

項			E		金額(千円)	備考			
以					F	平成18年度	平成19年度	平成20年度	(目的、内容、算出根拠等)
損失補償契約に係る債務残高						i			
貸	付	1	金	残	高	ī			
出	資	(捐)	金	30,000	30,000	30,000	昭和62年度出資
合					言	30,000	30,000	30,000	

8 本市による監査結果

こしがや能楽堂において、平成19年度に市による公の施設の指定管理者監査が実施され、おおむね 適正に処理されているものと認められた。

9 本市による点検評価の結果

経営状況についての予備的診断における評価 A

A :経営努力を行いつつ事業は継続

B : 事業内容の大幅見直し等による抜本的な経営改善が必要

C:深刻な経営難の状況にあり、経営の観点からは、事業の存廃を含めた検討が必要

今後の方向性 (1)

- (1) 経営努力を行いつつ存続
- (2) 事業内容等の見直しを行った上で存続
- (3) 再建を行いつつ存続
- (4) 廃止、又は完全民営化、若しくは事業の民間譲渡

(5) 統合・その他(

今後の方向性に関するコメント、克服すべき課題・改善策等

今後とも(財)越谷市施設管理公社においては、市民サービスの提供を前提とした各施設の管理運営事業を実施するとともに、健全経営が継続的にできるよう努力を行うこと。本市としては、出資や人的支援を行いつつ管理運営事業や経営体制等に関わりを持ち、事業の効率性や経営の自主性・健全性を高めていく必要がある。

その他

(財)越谷市施設管理公社の経営状況については、経営方針、組織体制、人事・給与、収入・支出等において 良好に運営されいると評価する。

10 その他の特記事項

公益法人については、「5 財務状況」の記入に当たって公益法人会計基準に読み替えて〈ださい。

<貸借対照表>

純資産 正味財産の部合計

累積欠損金 正味財産の部合計

<損益計算書>

損益計算書 収支計算書及び正味財産増減計算書

総収入(=売上高+営業外収益+特別利益) 総収入(=当期収入合計-借入金収入等(損益に無関係の項目))

経常損益 当期正味財産増減額 - (特別損益項目の資産の増減 + 特別損益取引に係る当期収支差額)

当期損益 当期正味財産増減額

減価償却前当期損益 当期正味財産増減額(減価償却を行っている場合は、減価償却費を加える)

非常勤職員は、常勤職員以外の職員で臨時職員を含む。

非常勤役員及び非常勤職員の平均年収は、人件費の総額を人数で除した単純平均とする。

別紙3

外郭団体のあり方に関する検討経過

無							
協議結果等(要旨)	1 外郭団体に対する取組指針に基づく今後の検討課題について、事務局から説明の上 協議を行った。 【決定事項】 ・行政経営推進本部会議のプロジェクトチームとして新たに外郭団体検討会議を設置 し、所要の取組を行っていくことを了承した。関係各部署の適切な連携・協力のもとに 今後の検討を進める。	1 外郭団体に対するこれまでの取組の背景・経過、取組指針、点検・評価結果等について事務局から説明を行った。 2 今回の検討会議設置の趣旨・取組の背景、検討課題、全体のスケジュール、検討会議の日程等について事務局から説明を行った。 3 財団の業務・組織・予算決算等の概要について財団の両謀長から説明を行った。 [決定事項] ・H21年度中に市の方針を決定していけるよう、検討日程案に基づき今後、方針素案の検討を行う。	1 公益法人制度改革における新たな法人形態である公益財団法人と一般財団法人の特徴・差異を明らかにし、比較検討を行った。【決定事項】・公益財団法人・一般財団法人の法人形態による相違点・公益財団法人・一般財団法人のメリット・デメリット	1 前回に引き続き、公益法人制度改革における新たな法人形態である公益財団法人と一般財団法人の特徴・差異を明らかにし、比較検討を行った。【決定事項】・公益財団法人・一般財団法人のメリット・デメリット・公益財団法人・一般財団法人への移行上の課題・問題点	1 両財団法人における今後の体制のあり方と業務拡大の可能性について検討を行った。 た。 【決定事項】 ・現行体制継続・両団体統合の場合の相違点 ・現行体制継続・両団体統合のメリット・デメリット ・両団体統合の手続上の課題・問題点 ・業務拡大のメリット・デメリット ・拡大対象となる業務 ・受託可能な業務 ・受託可能な業務		
議題	1 外郭団体に対する取組について	1 外郭団体に対するこれまでの取組についていて2 外郭団体に対する今回の取組について3 (財)越谷コミュニティセンター・(財)越谷市施設管理公社の概要について	1 公益法人制度改革における公益財団法人・一般財団法人について 新たな公益財団法人、一般財団法人の 選択	1 公益法人制度改革における公益財団法人・一般財団法人について 新たな公益財団法人、一般財団法人の 野択	1 (財)越谷コミュニティセンター・ (財)越谷市施設管理公社の体制及び業務 について 現行体制の継続、両団体の統合の選択 業務拡大の可能性		
於海	市長公室	宅建会館 2 階 A 会議室	第二庁舎5階大会議室	別館2階第6会議室	宅建会館 3 階 A 会議室		
開催日	平成21年 5.26(火) A M	6.24 (水) P M	7.30 (木) P.M	9.16 (水) P M	10.15 (木) A M		
開催回数	第1回 行政経営推進本部会議	第1回 外郭団体検討会議	第2回 外郭団体検討会議	第3回 外郭団体検討会議	第4回外郭団体検討会議		

議題	競型	ншка	協議結果等(要旨)
11.6(金) 別館2階第8会議室 業務拡大の可能性 A M 2 市職員の役員就任 3 行政経営推進本部 内容について 2 市職員の役員就任 内容について 3 行政経営推進本部	47日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10日 10	() () () () () () () () () ()	1 両財団法人における今後の体制のあり方と業務拡大の可能性について前回に引き続き検討を行った。 2 市職員の役員就任について新制度上の規定を踏まえ検討を行った。 2 市職員の役員就任について新制度上の規定を踏まえ検討を行った。 (決定事項を管推進本部会議への中間報告内容について説明を行った。 ・受託可能な業務 ・受託業務拡大に伴う課題・問題点 ・新制度への移行上の課題・問題点
11.18(水) 別館2階第8会議室 1 行政経営推進本部会議への中間報告の AM	主進本部3		 1 行政経営推進本部会議への中間報告内容について検討を行った。 2 上記資料の今後の取扱について確認した。 【決定事項】 ・中間報告の資料4、別紙2、別紙3について、所定の修正・整理・中間報告の資料4、別紙2、別紙3について、所定の修正・整理・資料は事務局で修正したものを再度構成員の確認の上、行政経営推進本部会議へ提出・資料は事務局で修正したものを再度構成員の確認の上、行政経営推進本部会議へ提出
12.18(金) P M ト M		する取組について き	 1 外郭団体に対する取組について、行政経営推進本部会議のプロジェクトチームである外郭団体検討会議による現在までの検討状況等について、事務局から報告を行った。 【決定事項】 ・行政経営推進本部会議の本部員からの質疑や意見を踏まえて、引き続き外郭団体検討会議で検討を建した上で、今後の行政経営推進本部会議で協議を行う。
1.24(木) 別館2階第8会議室 2 外郭団体検討会議の (案)について (案)について	主進本部会 (計会議の	本部会議への中間報告の 2 会議の協議結果報告 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	1 外郭団体検討会議におけるこれまでの協議状況報告に対する行政経営推進本部会議 の意見等について報告を行った。 2 行政経営推進本部会議への最終報告となる「方針素案」のたたき台として事務局案 について説明を行った。 【決定事項】 ・中間報告に対する行政経営推進本部会議の意見等を踏まえて、最終報告となる「方針 素案」を作成することを確認 ・「方針素案」のたたき台となる事務局案を各自検討、意見等は事務局に提出すること とし、次回会議で協議
平成22年 1.14(木) 別館 2 階第 8 会議室 (案) について A M	(計会議の)	会議の協議結果報告	1 (財)越谷コミュニティセンター及び(財)越谷市施設管理公社の新制度への移行及び統合等について、中間報告に対する行政経営推進本部会議の意見等を踏まえて、行政経営推進本部会議への最終報告となる「方針素案」の検討を行った。 【決定事項】 ・外郭団体検討会議で検討する行政経営推進本部会議への最終報告は、「素案」ではなく「案」 ・「方針案」のたたき台となる事務局案を説明 ・「方針案」のたたき台となる事務局案を説明 ・各項目の内容、全体的な体裁、添付資料についてさらに工夫することを確認 ・辞価目の内容、全体的な体裁、添付資料についてさらに工夫することを確認

開催回数	開催日		議題	協議結果等(要旨)	華
第9回外郭団体後討会議	2.2(火) AM	宅建会館 3 階 A 会議室	1 外郭団体のあり方に関する方針(案) の記述について	1 行政経営推進本部会議への最終報告となる「外郭団体のあり方に関する方針~ (財)越谷コミュニティセンター・(財)越谷市施設管理公社について~(案)」の内容について、前半部分の記述等の検討を行った。 【決定事項】 ・「1 方針の策定に至る経緯」から「3 各論点についての考察 (2)現行体制の継続、両団体の統合の選択」までの記述内容の修正(修正内容は省略)	
第10回 外郭団体検討会議	2.9(火) AM	宅建会館 3 階 A 会議室	1 外郭団体のあり方に関する方針(案) の記述について 2 外郭団体検討会議の協議結果報告 (案)について	1 行政経営推進本部会議への最終報告となる「外郭団体のあり方に関する方針~ (財) 越谷コミュニティセンター・(財) 越谷市施設管理公社について~(案)」の内 容について、後半部分の記述等の検討を行った。 2 行政経営推進本部会議への最終報告書について、変更部分を含め確認を行った。 【決定事項】 ・「3 各論点についての考察 (3)業務拡大の可能性」から「4 今後の方向性 (3) 今後のスケジュール」及び別紙までの記述内容の修正(修正内容は省略) ・行政経営推進本部会議への最終報告書全体を確認	
第5回行政経営推進本部会議	2.23 (火) PM	市長公室	1 外郭団体に対する取組について	1 外郭団体検討会議の最終報告である「外郭団体のあり方に関する方針~(財)越谷コミュニティセンター・(財)越谷市施設管理公社について~(案)」の内容につい て、検討を行った。 【決定事項】 ・「外郭団体のあり方に関する方針~(財)越谷コミュニティセンター・(財)越谷市施設管理公社について~(案)」について、行政経営推進本部会議として了承し所要の整理を行った上で市長決裁により決定することとした。	

別紙4

公益財団法人と一般財団法人の主な相違点

[
首首	特彻氏法法人	公益財団法人	一般对团法人
1 公益認定の有無		有	集
		公益認定の基準(整備法第100条)	一般財団法人の認可の基準(整備法第117条)
		1定款の変更の案の内容が法人法及び認定法並びにこれらに基づく命令の規	1定款の変更の案の内容が法人法及びこれに基づく命令の規定に適合
		定に適合するものであること	するものであること
		~ 1.1.1.1 1、0.0.3、1.3.0.1.3) 初史注答 (名名中广語 / 7.4 第 / 2 第 / 3 4 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	/ 5.5% / 3.5.5.5. 7 (小芝目的財産額が内閣原今が完める類(D田)を超ら2場会に 小芝
		・多人なおっぷっしになっても十八位ロックのことのことには、後、この、七日ギー(七七・七く)・七日・	7.4月11738年第27.73年3.4~人のの数(417)でおんり返した。4月十二年前の第十七十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
		(第14号(社団法人の規定)を除く17項目)	文出計画が適止であり催実に実施すると見込まれるもの
		公益目的事業を行うことを主目的	
		経理的基礎及び技術的能力を有すること	
		関係者に特別の利益を与える行為を行わないこと	
		公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正費用を超えないと見込	
		まれること	
		公益目的事業比率が50%以上であると見込まれること	
		公益目的事業(認定法第2条)とは、認定法別表の23事業に該当	
		し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの	
		< 認定法別表 >	
		1 学術及び科学技術の振興を目的とする事業	
		2 文化及び芸術の振興を目的とする事業	
		4 高齢者の福祉の増進を目的とする事業	
		7 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業	
		人に向びな人可はの対象をしての目がいるの事状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		14男女共同参画在会の形成その他のより良い在会の形成の推正――――――	
		進を目的とする事業	
		19地域社会の健全な発達を目的とする事業	
		23前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で	
		定めるもの…政令未制定	
		<不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与>…17の事業区分	
		ごとにチェックポイントに沿って検討	
		遊休財産額が制限を超えないと見込まれること	
		同一親族からの理事・監事は、それぞれの総数の1/3以下	
		理事等の報酬等は不当に高額とならない支給基準を定めること	
2 欠格事由		年	##
		認定法第6条各号に掲げる事由に該当しないこと(6項目)	
		(整備法第101条)	
		理事等が刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から	
		5年を経過しない他	
		滞納処分終了後3年以內	
		暴力団員等の支配	

通	特例民法法人	◇益財団法人	一般財団法人 一般財団法人
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		基準を公表する(認定法第20条)	棋
4 報告・读費・割件・300年・300年・300年・300年・300年・300年・300年・300	従前どおり	有 ・行政庁への報告・検査(認定法第27条) ・行政庁の勧告・命令等(認定法第28条)	無 公益目的支出計画期間中は監督あり(整備法第123条)
5 認定の効果	- (税制上は従前どおり)	有・公益の名称使用(認定法第9条)・公益の名称使用(認定法第9条)・公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人の税制上の優遇(認定法第58条)	無・非営利性が徹底された法人等は一部優遇
逐	従前どおり(経過措置) 理事・監事は設置 理事会・評議員・評議員会は任意	理事·監事は設置(法人法第170条) 理事会·評議員·評議員会は法定(法人法第170条) 会計監査人は一定の場合に法定(法人法第171条)	理事·監事は設置(法人法第170条) 理事会·評議員·評議員会は法定(法人法第170条) 会計監査人は一定の場合に法定(法人法第171条)
	理事会・評議員会は委任状による代理出席可理事会・評議員会は委任状による代理出席可理事・理事会が新制度上の評議員を選任することは不可(整備法第92条)	理事会・評議員会は委任状による代理出席不可 定款変更等重要事項は評議員会の2/3の議決要(法人法第189条) 理事・理事会が評議員を選任することは不可	理事会・評議員会は委任状による代理出席不可 定款変更等重要事項は評議員会の2/3の議決要(法人法第189条) 理事・理事会が評議員を選任することは不可
7 投員の制限等	- (従前どおり)	有 同一親族・団体からの理事・監事は、それぞれの総数の1/3以下(再掲) 報酬の制限(再掲) 法人に対する損害賠償責任(法人法第198条)	無 法人に対する損害賠償責任(法人法第198条)
80 在 在	吸収合併(整備法第66条)	新設合併(認定法第24·25条)	吸収合併、新設合併(法人法第244·254条)

1.この資料は、公益認定等委員会事務局のパンフレット(民による公益の増進を目指して,(平成20年5月)を参考に作成したもの

^{2:}法律名は以下のとおり省略

法人法∶一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 認定法∶公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 整備法∶一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

論点整理内容

1 公益法人制度改革における公益財団法人・一般財団法人について新たな公益財団法人、一般財団法人の選択(一般論として)

公益財団法人・一般財団法人の法人形態による相違点

目)	現行(特例民法法人)	公益財団法人	一般財団法人
公益認定、認可の別	ı	公益認定	認可
欠格事由	ı	有	
遵守事項	ı	有	
報告·検査、勧告·命令等	従前どおり	有	無(公益目的支出計画実施
			中は報告あり)
役員の制限等	ı	有	
税制	従前どおり	優遇措置あり	非営利性が徹底された法人等は
			一部優遇あり
中 中	吸収合併	新設合併	吸収合併、新設合併
業量	適法であれば制限なし	公益目的事業比率50%以上	公益目的支出計画実施中以外
			は制限なし

公益財団法人・一般財団法人のメリット・デメリット

	公益財団法人	一般財団法人
	税制上の優遇措置がある	比較的自由な立場で様々な事業を実施できる
	「公益財団法人」の名称使用により社会的信用が得られる	事業内容に公益目的の制限がない等(認定法5条各号)
		県公益法人認定等審議会による報告徴収・立入検査、
*=		県による勧告・命令等がない
ر د د		財産を区別する必要がない
·		役員選任の制限がない
		認可申請が比較的容易で、認可されない場合は少ないと
		思われる
	法人法及び認定法の要件を満たす必要がある	税制上の優遇措置があまりない
	公益目的事業財産とそれ以外の財産を区別する必要が	
ĺΚ	ಹ る	
メ =	収益事業の収益の一定割合を公益目的事業財産とする必	
ッシ	要がある	
	役員選任の制限がある	
	認定申請が複雑で、認定されない場合もあり得る	

公益財団法人・一般財団法人への移行上の課題・問題点

公益財団法人	一般財団法人
定款の内容が法人法及び認定法に適合すること	定款の内容が法人法に適合すること
認定法第5条各号に掲げる基準に適合すること	移行時の純資産額を基礎に計算した公益目的財産額がある場
	合、公益目的支出計画が適正で、確実に実施すると見込めること
認定申請に必要な書類等を作成準備すること	認可申請に必要な書類等を作成準備すること
移行スケジュールを作成すること	移行スケジュールを作成すること
統合の場合は両団体の会計制度・勤務条件等をすり合わせ	統合の場合は両団体の会計制度・勤務条件等をすり合わせ
ること	ること
業務拡大の場合は体制等を整備をすること	業務拡大の場合は体制等を整備をすること
当初評議員の選任方法を検討すること	当初評議員の選任方法を検討すること

2 (財)越谷コミュニティセンター・(財)越谷市施設管理公社の体制及び業務について 現行体制の継続、両団体の統合の選択

現行体制継続・両団体統合の場合の相違点

統合	拡大	拡大の範囲は大きい	異動の範囲拡大	統一	統一	統一(移転)	削減(評議員は新選任)
維続	変わらず	変わらず(拡大の範囲は小さい)	変わらず	変わらず	変わらず	変わらず	変わらず(評議員は新選任)
頂目	経営規模	業務内容	人事異動	会計制度・システム等	勤務条件	本部所在地	役員数(理事·評議員)

現行体制継続・両団体統合のメリット・デメリット

	維続	統合
メリシト	限定された業務により機動的な経営が図れる役員・職員の一体感が維持できる	経営規模が拡大し経営の効率化が図れる 業務拡大により経営基盤が強化される 市の業務委託の拡大が期待できる 人材面の充実が図れる
アメコシト	業務・職場が限定される 職員の新陳代謝が図れない	会計制度・システム等の統合に労力・コストがかかる 両財団の一体化に時間がかかる(人的・物理的)

両団体統合の手続上の課題・問題点

特例民法法人のまま合併(吸収合併)か、公益財団法人(新設合併)又は一般財団法人(吸収・新設)移行後に合併かを選択すること 上記の各方法による事務手続き・必要な期間を把握・確認すること 両財団の会計制度・システム、勤務条件等のすり合わせをすること 役員体制を見直すこと(評議員・理事の選任等) 業務拡大の場合は体制等を整備すること 申請に必要な書類等を作成準備すること 財団の正式な機関決定をすること 移行スケジュールを作成すること 定款作成等の準備をすること

業務拡大の可能性

業務拡大のメリット・デメリット

メリット	デメリット
業務拡大により経営基盤が強化される	新たな業務の場合は人材が必要
市の業務委託の拡大が期待できる	新たな業務の場合はノウハウが必要

拡大対象となる業務

スポーツ・レクリエーションの大会・イベントの開催スポーツ・レクリエーションの講座・講習会の開催

文化・芸術のイベントの開催

文化・芸術の講座・講習会の開催

新たな施設の指定管理

受託可能な業務(具体的な業務)

児童館の管理

地域体育館の管理

公園管理

駐車場管理

スポーツ・レクリエーションの大会・イベントの開催

スポーツ・レクリエーションの講座・講習会の開催

文化・芸術のイベントの開催

文化・芸術の講座・講習会の開催

受付業務で軽易なもの

受託業務拡大の場合は人材が必要

受託業務拡大の場合は/ウハウが必要

受託業務拡大の場合は市との事前の協議が必要

受託業務拡大の場合は一定の準備期間が必要

指定管理者受託の場合は一定の手続きが必要(公募と随意は異なる)

3 市職員の役員就任について

新制度への移行上の課題・問題点

新制度に基づく評議員会及び理事会の設置

評議員の選任方法・市現役職員の就任の是非

市現役職員の理事就任の是非

公益財団法人の場合は市現役職員の理事の削減必要

ムニボロに入び場合は市現役職員以外の理事の増員必要

市現役職員の役員の無報酬と責任の増大(損害賠償責任の発生)とのパランス

別紙6

今後のスケジュール案

H26 3月																			
1月 ~																			
~ ~																			•
4月																			•
H 2 5 3 月													\bigwedge						•
₹.									٨	^	\wedge	\bigwedge							•
H24 3月								\uparrow					7			V	V	V	•
ı					<u> </u>				↓	V	V	V	V	٧	٧	,			
3 4月				^		<u> </u>	V	•											
H23 3月					V	V													
	1		∀																
月 4月	Ų.																		
H 2 2 2 月 3.																			
	該当外郭団体での方針決定	必要に応じ状況報告を受け協議	該当外郭団体及び関係部局	必要に応じ状況報告を受け協議	県へ申請(遅くとも平成23年度中)	必要に応じ状況報告を受け協議	県の認可	必要に応じ状況報告を受け協議	登記等完了	必要に応じ状況報告を受け協議	該当外郭団体及び関係部局	必要に応じ状況報告を受け協議	県へ申請(遅くとも平成24年度中)	必要に応じ状況報告を受け協議	県の認可	必要に応じ状況報告を受け協議	登記等完了	必要に応じ状況報告を受け協議	平成25年11月30日
頂目	外郭団体での方針決定	行政経営推進本部会議	方針に基づく統合準備	行政経営推進本部会議	統合申請	行政経営推進本部会議	統合認可	行政経営推進本部会議	統合	行政経営推進本部会議	認定申請(認可申請)準備	行政経営推進本部会議	認定申請(認可申請)	行政経営推進本部会議	認定(認可)	行政経営推進本部会議	新体制移行	行政経営推進本部会議	認定申請(認可申請)期限